

公益社団法人日本騒音制御工学会認定技士資格制度規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本騒音制御工学会（以下「学会」という。）における認定技士の資格制度を定めることにより、騒音または振動における学術技術の向上を図り、社会的要請に応えることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において公益社団法人日本騒音制御工学会認定技士（以下「認定技士」という。）とは、主として、騒音または振動の分野における学術技術に関して高度の専門的能力を有する者として、学会から認定を受け、資格登録を行った者をいう。

(資格要件)

第3条 認定技士の認定にかかる資格要件は、学会の会員で、騒音または振動に関して次の各号の要件を備える者とする。

- (1) 十分な実務経験を有する者
 - (2) 学術技術の向上発展に顕著な貢献をした者
 - (3) 博士の称号、技術士の資格を有する者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者
 - (4) 学会の研究発表会において講演論文を発表したことがある者、または学会誌（「騒音制御」）に論文（技術論文）、技術報告あるいは解説を執筆したことがある者
- 2 前号の規定にかかわらず、公益社団法人日本騒音制御工学会准認定技士（以下「准認定技士」という。）有資格者で、「公益社団法人日本騒音制御工学会准認定技士資格制度規程」に定める認定技士への昇格要件を満たした者は、認定技士の認定にかかる資格要件を備えるとみなす。

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、認定技士となることができない。

- (1) 禁治産者、または準禁治産者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終りまたは執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者
- 2 現に認定技士である者が前項の各号の一に該当したときは、認定技士資格は失効する。

(准認定技士ではない学会の会員による認定申請)

第5条 准認定技士ではない学会の会員であって認定技士の認定を受けようとする者は、別に定める資格認定申請書に、規定された審査資料と認定審査料を添えて会長あてに提出しなければならない。

(准認定技士による認定申請)

第6条 認定技士への昇格要件を満たした准認定技士であって認定技士の認定を受けようとする者は、別に定める資格認定申請書（昇格審査用）に、規定された審査資料と認定審査料を添えて会長あてに提出しなければならない。

- 2 学会の会員ではない准認定技士が認定技士への昇格認定を申請する場合は、同時に学会への入会手続きを行わなければならない。

(資格審査委員会)

第7条 認定技士の資格審査、その他の事務を分担するため認定技士資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員長は、原則として副会長を充て、委員は理事等から6名以上を会長が指名する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員会は、認定技士資格認定の申請があったとき、毎年1回開催し、審査を行う。
- 5 委員会は、准認定技士の資格審査、その他の関連事務も担当する。

(登録)

- 第8条 委員会は、資格認定の申請に係る審査を行ったときは、その都度結果を会長に報告する。
- 2 会長は、前号に基づく委員会からの報告を受けたときは、理事会の承認を経て認定技士として認定する。
 - 3 会長は、認定技士を認定したときは、申請者にその旨を通知する。
 - 4 資格認定の通知を受けた者は、別に定める様式により登録申請書に登録料を添えて会長あて提出する。
 - 5 学会には、認定技士名簿を備え、必要事項を登録する。
 - 6 会長は、前号の名簿に登録した者に対して、別に定める登録証を交付する。
 - 7 会長は、登録者について直近の通常総会において公表するとともに、学会誌に掲載する。

(登録証の再交付)

- 第9条 登録証の再交付が必要となった認定技士は、別に定める登録証再交付申請書にその事由を記載し、再交付手数料を添えて会長あて提出する。再交付手数料は、別に定める。
- 2 会長は、前号の申請が正当な事由によると認められるときは、申請者に登録証を再交付する。

(義務)

- 第10条 認定技士は、認定技士としての信頼を損ない、または学会の不名誉となるような行為をしてはならない。

(登録の取り消し)

- 第11条 会長は、第4条第2項に該当した認定技士について、理事会の議決により認定技士の登録を取り消す。
- 2 会長は、第10条の規定に違反した認定技士について、理事会の議決により認定技士の登録を取り消すことができる。

(登録取り消し後の再認定申請と再登録)

- 第12条 前条の規定により登録を取り消された認定技士は、登録取り消しから2年経過して以降に、理事会の承認を得た上で再認定を申請することができる。
- 2 再認定申請は、第5条に規定する手続きによる。
 - 3 再認定申請によって認定技士と認定された者の再登録は、第8条に規定する手続きによる。再登録の際の登録料は、准認定技士を経ない認定の場合の登録料と同額とする。

(英語名)

- 第13条 認定技士の英文表記は、“Qualified Advanced Engineer of INCE/Japan (INCE/Japan Consultant)”とする。

(その他)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

(改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 認定技士資格制度にかかる規則（平成3年7月4日）は廃止する。
- 2 この規程は、平成30年1月19日から施行する。
- 3 この規程施行日までに日本騒音制御工学会認定技士として登録された者は、本規程により公益社団法人日本騒音制御工学会認定技士として認定されたものとする。